最終更新日：2021年7月13日

ユニデンホールディングス株式会社
代表取締役会長　西川 健之
問合せ先：執行役員兼管理本部長　小尾　幹之
証券コード：6815
http://www.uniden.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の増大を図るためにコーポレート・ガバナンスを強化することが重要であると認識しております。また、事業の発展と同時に、経営の透明性高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図っていくことが、コンプライアンスを確保する上で、最も重要な課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則４－１－２ 中期経営計画に対するコミットメント】
【原則５－２ 経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、2021年５月17日の適時開示「連結子会社の異動に関するお知らせ」およびウェブサイト記載の「新ユニデン宣言」により、大きく組織および経営基盤を再編している最中であり、2021年12月末までに新たな体制下における「中期経営計画」を公表する予定です。

【補充原則４－１－３　最高経営責任者の後継者計画】
取締役等経営責任者の後継者の選出の計画について、現状具体的なものを策定しておりませんが、今後２名の社外取締役を中心とした「指名報酬等委員会」の設置を検討しており、新体制における中期経営計画と共に、2021年12月末までに新たな計画について検討を進めてまいります。

【原則４－２　取締役の役割・責務（２）】
【補充原則４－２－１　経営陣の報酬とインセンティブ】
当社の経営陣のインセンティブ報酬については、業績連動型賞与を導入しております。また、現状、現金報酬のみとなっております。
今後につきましては、２名の社外取締役を中心とした「指名報酬等委員会」の設置を検討しており、新体制における中期経営計画と共に、経営陣への報酬が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能するよう、現金報酬と自社株報酬との適切な割合設定の検討を2021年12月末までに進めてまいります。

【補充原則４－３－２、３　最高経営責任者(CEO)の選任・解任の手続き】
当社は、現時点でCEOの選任・解任に関する具体的手続きについて確立しておりませんが、現状につきましては取締役会において適切なプロセスを経て決定しております。今後につきましては、２名の社外取締役を中心とした「指名報酬等委員会」の設置を検討しており、新体制における中期経営計画と共に、2021年12月末までに新たな計画について検討を進めてまいります。

【原則４－１０－１　任意の独立した諮問委員会の設置】
当社は、独立社外取締役の人数が取締役会の過半数に達しておりませんが、特に重要な事項に関する検討について、現在選任している独立社外取締役、社外監査役は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための関与・助言を得ることへの寄与いただけるものと認識していることから、任意の諮問委員会を設置しておりません。今後につきましては、２名の社外取締役を中心とした「指名報酬等委員会」の設置を検討しており、新体制における中期経営計画と共に、2021年12月末までに新たな計画について検討を進めてまいります。

【補充原則４－１１－３ 取締役会全体の実効性の分析・評価】
現在、当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しておりませんが、今後、２名の社外取締役を含めた新体制における中期経営計画と共に、2021年12月末までに取締役会実効性評価実施の計画について検討を進めてまいります。また、実施後の結果は、公表いたします。

【原則４－１４、補充原則４－１４－１、補充原則４－１４－２】取締役のトレーニング方針の開示
現在、選任された各取締役・監査役は、その能力・スキルについて十分である人選を行っておりますが、経営環境の変化に関して、より適切な対応すべくトレーニングの機会の提供・斡旋等の実施を、今後必要に応じ整備することを計画しています。具体的には、２名の社外取締役を中心とした「指名報酬等委員会」の設置を検討しており、新体制における中期経営計画と共に、2021年12月末までに新たな計画について検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４ 政策保有株式】
当社では、投資株式の保有目的が純投資目的以外の目的で保有する株式について、現在これを保有しておりません。

【原則１－７ 関連当事者間の取引】
当社は、取締役、会社間の取引、競業取引などの関連当事者取引について、取締役会の決議を経て、報告事項になっております。取締役会で取引ごとに事前の承認が必要となり、取引結果については報告を実施することになっております。

【原則２－６ 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、2010年８月より企業型確定拠出年金制度を導入しており、企業年金制度を採用していません。

【原則３－１ 情報開示の充実】
私たちユニデングループは、株主・投資家を始めとするステークホルダーの皆様に対して、迅速、正確かつ公平なディスクロージャーを実行しま

す。その継続により、経営の透明性を高め、社会的存在としての企業の信頼性を追求します。この基本方針を社内外に周知するとともに、自らのディスクロージャーを常に、適正な基準、方法及び体制で実行するために、ディスクロージャー・ポリシーを定めています。
ディスクロージャー・ポリシーの詳細につきましては、当社ホームページに開示されています。

⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念につきましては、ホームページのトップにてメッセージとして開示しております。
また当社は、2021年5月17日の適時開示「連結子会社の異動に関するお知らせ」およびウェブサイト記載の「新ユニデン宣言」により、大きく組織および経営基盤を再編している最中であり、2021年12月末までに新たな体制下における「中期経営計画」を公表する予定です。

⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、当社コーポレートガバナンス報告書「1．1基本的な考え方」に記載し、またホームページにてコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として開示しております。

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、2021年4月以降の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は、以下のとおりです。
○報酬方針
当社の取締役の報酬等は、以下の考え方に基づき決定します。
1．優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であること
2．企業価値向上・株主還元のバランスを考慮した報酬制度であること
3．公平・公正な報酬制度であること
○報酬体系
当社取締役の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、インセンティブ報酬（変動報酬）は、「業績連動型賞与」としております。
報酬の種類及び報酬の種類毎の目的・概要は下記のとおりです。
1．固定報酬(基本報酬)
　職責に応じた堅実な職務遂行を促すための固定報酬（毎月固定額を支給）
2．変動報酬(業績連動型賞与)
　・事業年度毎の業績目標の達成による株主への還元を実現するべく、「親会社株主に帰属する当期純利益（分配可能額）」を生み出したか否かに基づく業績連動報酬。
　・全取締役の賞与の原資となる「分配可能額」は、利益三分配（株主・社内留保・従業員および役員）の考え方に基づいて決定。
　・個人別の取締役に対する「分配可能額」は、各取締役の管掌事業および各事業意思決定への関与度合いを勘案して決定。
　・各事業年度終了後に一括して支給。
役員報酬の決定の手続きにつきましては、現在、当社株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、取締役会の委任決議に基づき代表取締役が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。今後は、2名の社外取締役を中心とした「指名報酬等委員会」の設置を検討しており、新体制における中期経営計画と共に、2021年12月末までに新たな計画について検討を進めてまいります。

⑷ 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、現在、取締役会において、経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役の指名を行っております。取締役の任期を1年と規定し毎期株主総会での承認をいただくため、各取締役の職務遂行のための経験、能力、知識等を勘案し、また会社の業績や経営状況を考慮して取締役会にて協議し決定しています。
監査役の候補者提案については、各監査役の職務遂行のための経験、能力、知識等を勘案し、監査役会の同意を得て取締役会が実施します。
今後は、2名の社外取締役を中心とした「指名報酬等委員会」の設置を検討しており、新体制における中期経営計画と共に、2021年12月末までに新たな計画について検討を進めてまいります。

⑸ 取締役・監査役等候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
当社では、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名については、その理由を株主総会参考資料の中で説明しております。

【補充原則４－１－１ 取締役会の役割・責務（1）】
当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、取締役会規程に則り当社グループの経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定を行っております。また、意思決定に基づく当グループ取締役、執行役員、幹部の業務執行に関しては決裁権限規程を設けて委譲し、モニタリングをしております。

【原則４－９ 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしており、原則として本人と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、独立性を有した者を招聘することとしております。

【補充原則４－１１－１　取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は、当社の重要な各事業に関して知識、経験、能力を有した者を候補者とし、多様性等も踏まえた上で取締役会の全体的バランスを考慮して選任し、毎期、株主総会にて承認いただく事としております。取締役の選任に関する方針・手続きは、【原則３－１（４）】に明記しております。

【補充原則４－１１－２ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の各取締役・監査役の兼任状況は、株主総会参考書類・有価証券報告書において開示しております。

【原則５－１ 株主との建設的な対話に関する方針】
当社の株主との建設的な対話に関する方針は、経営企画IR担当が窓口となり、その内容によっては管理本部を統括する代表取締役CFOが対応することとしております。また必要に応じ、財務経理部を含む管理部門全体で直接対話を実施するIR担当や担当役員をサポートし、情報の正確性や迅速な対応を図る方針としております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フジファンド株式会社	508,000	8.64
GOLDMAN, SACHS&CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	491,600	8.36
GOLDMAN, SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	331,586	5.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	324,600	5.52
CORNWALL MASTER LP PRESIDENT MAI JAMES (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	200,000	3.40
BNYM AS AGT/CLTS NON TREASTY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	165,300	2.81
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	157,300	2.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	156,700	2.67
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	118,300	2.01
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT (常任代理人クレディ・スイス証券株式会社)	85,400	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当する記載事項はありません

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する記載事項はありません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	35 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大里　真理子	他の会社の出身者											△
関　昌弘	他の会社の出身者											

※　**会社との関係についての選択項目**
※　**本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
※　**近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大里　真理子	○	当社に在籍経験がありますが、当社を退職してから本総会時点において23年が経過しているうえ、2020年9月に当社の社外取締役に就任するまでの間、当社との間に一切の取引関係等が発生していないことから、独立性は十分に担保されていると考えます。	多言語の翻訳会社を起業し、着実に事業を伸ばす傍ら、ESG活動にも取り組んできた豊富な経験を有し、その幅広い見識からの助言・提言は有益と考えております。
関　昌弘	○	―――	証券会社在籍中に公開会社の資金調達や機関投資家対応支援の経験が豊富であり、資本市場を熟知していることから、コーポレートガバナンス体制の強化や、当社がこれまで遅れていたIR活動への取組みの活性化に有用な提言が得られると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役および監査役会は、当グループの会計監査人である監査法人アリアとの毎四半期の報告会、および、必要に応じて会合を持ち、会計監査人の職務執行の状況について報告を受け、その妥当性について意見を述べております。監査の実施状況、監査結果、監査で検出された今後の課題等について意見交換を適宜行うなど緊密な連携を維持しております。また内部監査については、代表取締役会長に内部監査結果を報告するとともに、適宜内部統制にかかる事項につき監査役と連携を行っております。内部統制が機能する環境の整備のため、内部監査室と監査役、ならびに会計監査人の間で、内部統制の制度再設計、および、運用状況の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒田　克司	公認会計士													○
南　惟孝	弁護士										△			○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒田　克司	○	―――	公認会計士の資格を有しており、社外監査役としてのアドバイスは有益と考えております。
南　惟孝		―――	企業法務、特に会社法およびコンプライアンス規程を熟知しており、当社グループの内部統制について法律的な視点で監査いただくことは適当と考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、インセンティブ報酬（変動報酬）は、「業績連動型賞与」としております。
報酬の種類及び報酬の種類毎の目的・概要は下記のとおりです。
1．固定報酬(基本報酬)
　職責に応じた堅実な職務遂行を促すための固定報酬（毎月固定額を支給）
2．変動報酬(業績連動型賞与)
　・事業年度毎の業績目標の達成による株主への還元を実現するべく、「親会社株主に帰属する当期純利益（分配可能額）」を生み出したか否かに基づく業績連動報酬。
　・全取締役の賞与の原資となる「分配可能額」は、利益三分配（株主・社内留保・従業員および役員）の考え方に基づいて決定。
　・個人別の取締役に対する「分配可能額」は、各取締役の管掌事業および各事業意思決定への関与度合いを勘案して決定。
　・各事業年度終了後に一括して支給。

当社の経営陣のインセンティブ報酬については、業績連動型賞与を導入しております。また、現状、現金報酬のみとなっております。
今後につきましては、2名の社外取締役を中心とした「指名報酬等委員会」の設置を検討しており、新体制における中期経営計画と共に、経営陣への報酬が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能するよう、現金報酬と自社株報酬との適切な割合設定の検討を2021年12月末までに進めてまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円を超える役員については、有価証券報告書において個別開示を実施しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、2021年4月以降の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は、以下のとおりです。
○報酬方針
当社の取締役の報酬等は、以下の考え方に基づき決定します。
1．優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であること
2．企業価値向上・株主還元のバランスを考慮した報酬制度であること
3．公平・公正な報酬制度であること
○報酬体系
当社取締役の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「インセンティブ報酬（変動報酬）」で構成し、インセンティブ報酬（変動報酬）は、「業績連動型賞与」としております。
報酬の種類及び報酬の種類毎の目的・概要は下記のとおりです。

1．固定報酬(基本報酬)
　職責に応じた堅実な職務遂行を促すための固定報酬（毎月固定額を支給）
2．変動報酬(業績連動型賞与)
　・事業年度毎の業績目標の達成による株主への還元を実現するべく、「親会社株主に帰属する当期純利益（分配可能額）」を生み出したか否かに基づく業績連動報酬。
　・全取締役の賞与の原資となる「分配可能額」は、利益三分配（株主・社内留保・従業員および役員）の考え方に基づいて決定。
　・個人別の取締役に対する「分配可能額」は、各取締役の管掌事業および各事業意思決定への関与度合いを勘案して決定。
　・各事業年度終了後に一括して支給。

役員報酬の決定の手続きにつきましては、現在、当社株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、取締役会の委任決議に基づき代表取締役が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。今後は、2名の社外取締役を中心とした「指名報酬等委員会」の設置を検討しており、新体制における中期経営計画と共に、2021年12月末までに新たな計画について検討を進めてまいります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

取締役会、監査役会等の重要な会議の前には、事前に非常勤取締役および非常勤監査役に対して、議案を送付し情報共有に努めております。
招集連絡等につきましては、常勤監査役もしくは議案担当取締役又は執行役員が行っており、資料提出も適宜提供しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の業務執行については、経営の方針や会社の意思決定を取締役会が決めた上で、取締役をはじめ執行役員の他幹部が出席する幹部会を開催し、経営方針・意思決定に沿った業務執行する体制をとっております。
監査の状況につきましては、会計監査人である監査法人アリアと監査契約を締結し、当社グループ全社の決算内容について適正な監査手続が実施されていることの確認を行っております。
また監査役は、内部監査室長又は代表取締役会長から内部監査結果の共有を受け、会計監査、内部監査結果について適宜意見交換を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社グループは、経営の意思決定機関である取締役会に、社外監査役が2名出席しており、外部からの監視・監督機能は十分に機能しているものと判断しております。また常勤監査役は社内においては内部監査機能を担う内部監査室長や代表取締役会長と連携し、外部においては会計監査人との情報共有や意見交換を通じて、監視・監督機能の強化の一端を担っているものと判断しております。
当社グループの経営上の重要事項に関する議論や経営の意思決定において、迅速性、効率性を重視し、当社グループ事業の特性に関する知識や見識を十分に充足した社歴の長い人物を登用する一方で、社会変化の高速化や客観的な意見を持つ人物も登用し、現在の取締役を任命しております。社外取締役については、当社グループ製品市場のニッチさから、状況を理解し、適切に判断頂ける適任者の選定には十分な時間が必要であると考えております。
当社グループといたしましても、経営への監視　監督の強化における社外取締役選任の有効性は十分認識しており、適正な業務執行を運営しつつ、現体制における最適なコーポレートガバナンスを確保に向け、人材の確保・選定へ取り組んでまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会議案の検討期間の確保のため、招集通知の発送に先立ち当社のホームページに、招集通知を掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	第55期（2019年4月～2020年3月）の定時株主総会から、利用を開始しております。
招集通知（要約）の英文での提供	第56期（2020年4月～2021年3月）の定時株主総会から、利用を開始しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主・投資家、お客様、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に当社を正しく、またより深く知っていただくために、当グループに関する情報の公平・公正かつタイムリーな公開に努めてまいります。	
IR資料のホームページ掲載	法定決算公告の他、主要財務指標推移、決算短信、適時開示資料、IRカレンダー、株式情報等を掲載しております。管理本部で管理・運営しております。 http://www.uniden.co.jp/ir/	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では標語として Connectivity・Engineering・Responsibility を掲げ、お客様や株主様、お取引様等、あらゆるステークホルダーとのつながりを、最新かつ信頼に基づく技術力によりより良い関係であり続け、また発展させる責任があるとの認識を持って努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示は各法令ならびに適時開示規則等を遵守し適切な情報開示を行っております。また、開示義務がないとされる決定事項および発生事項に関しても、株主及び投資家の投資判断に対し提供を及ぼす可能性があると考えられる場合には積極的な情報開示を行い、ステークホルダーに対する適切な情報提供に努めてまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①当社は、「株主資本、顧客資本、人財資本を大切にする」という考えのもと、全てのステークホルダーにとっての企業価値の向上を重視した経営を推進します。また、『Compliance, Transparency, Modesty』の理念に基づき、当社の役員、従業員が、法令遵守は当然のこととして、社会人としての倫理観、価値観に基づき職務を執行することとしております。
②当社の取締役は、ユニデン標語であるCTM（Compliance, Transparency, Modesty）の企業理念に基づき、法令を遵守し、会社の透明性を上げ、様々な意見を謙虚に受け止める職務の執行姿勢を率先垂範して行うこととしております。
③当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンスに係る体制を定めております。
④取締役会は、取締役が法令、定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるための行動規範である「コンプライアンス行動基準」を定めました。また、その徹底を図るため、代表取締役は、繰り返しその精神を各取締役に伝えることにより、法令遵守を全ての企業活動の前提とすることを徹底しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
①管理本部管掌取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、統括責任者となっております。
②管理本部管掌取締役は、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に記録し保存しております。その文書等については、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①企業価値向上、持続的発展を脅かす経営上の危機に対処すべく、管理本部管掌取締役が危機管理を担当いたします。
②危機管理担当である管理本部管掌取締役は、「危機管理規程」に基づき、グループ全体の横断的なリスクマネージメント体制の整備、問題点の把握、危機発生時の対応を行うこととしております。
③「危機管理規程」において、経営上の危機について、カテゴリー毎に責任部署を定め、危機管理担当取締役がその統括責任者となることとしております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①当社は、取締役会において、代表取締役その他業務執行を担当する取締役の職務分掌を規定する「職務分掌規程」を制定しており、当該規程に基づく職務権限および意思決定ルールによる、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制をとっております。
②定時取締役会に加え、取締役全員が出席する経営会議を必要に応じ開催し、適宜迅速に重要な決定事項を行っております。また、選任された執行役員及び各部門長が取締役会が決定した重要事項や決定に基づく業務執行を効率的に行うための職務を分担しております。

5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当社は、使用人が法令、定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるための行動規範「コンプライアンス行動基準」を定めております。
②当社の代表取締役及びグループ各社の社長は、グループ各社の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用に関し、権限と責任を有しております。
③内部監査部門だけでなく、経理知見豊富な財務経理部員を規程違反及び潜在的なリスク調査を目的としたグループ会社の往査計画に織り込み、不適切な会計処理の再発防止策の適切な運営を図るとともに、監査役へ報告する体制を確立しております。
④監査役が、監査役自らまたは監査役会を通じて、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な連携体制を構築しております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助する組織を管理本部とし、必要に応じ管理本部内の適任者が、監査役の指揮命令の下、監査役の職務遂行の補助的業務を行うこととしております。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
①前号の補助者の任命・解任・業績評価・人事異動については、監査役会の意見を尊重するものとしております。
②監査役の指揮命令の下、その職務遂行の補助的業務を行う従業員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
①代表取締役その他業務執行を担当する取締役は、取締役会等において、随時その担当する業務の執行状況を監査役に対して報告することとしております。
②取締役及び従業員は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または、監査役が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査役会は、代表取締役その他業務執行を担当する取締役および会計監査人との連携を密接にするため、意見交換を適宜行い、監査が実効的に行われる体制をとっております。
②取締役は、監査役の適切な職務執行のため、監査役と子会社の取締役・監査役との情報交換が適切に行われるよう協力することとしております。
③弁護士、公認会計士その他の外部専門家より監査業務に関する助言を受けることができる体制となっております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力からの接触や不当な要求を受けた場合には、直ちに警察、弁護士等のしかるべき機関に通報するとともに、それらの機関と連携して組織的に対処します。また特殊暴力防止対策協議会に加盟しており、所轄警察署および株主名簿管理人等から関連情報を収集し最新の動向を把握するよう努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。
しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定でおります。
なお、制度としての敵対的買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題のひとつと捉えており、買収防衛を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解も考慮しつつ、社会の動向も見極め、今後も継続して検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

